

公益財団法人 生命保険文化センター

「2023年度 生命保険に関する研究助成」募集要項

1. 目的

主として若手研究者の生命保険及びこれに関連する研究を支援すること並びに当該研究の成果を日本国内へ還元することを目的として、以下の要領にしたがって助成を行います。

2. 対象者および募集件数

a. 若手研究者

日本国内の大学の大学院生（博士後期課程）、助教、講師、准教授、その他これに準ずる研究者（共同研究の場合も、すべての研究者がこれに当てはまる必要があります。）を対象として12件程度とします。

ただし、

- （1）大学院生の場合は、将来日本国内の大学で活動することを志望している方。
- （2）個人研究及び共同研究の代表者の場合は、対象者 a での過去の助成回数が4回までであること。（5回目は助成対象）
- （3）同一（類似）テーマで本研究助成または他の研究助成団体から過去に助成を受けていないこと（初めて助成申請するテーマであること）。
- （4）研究形態は個人研究・共同研究いずれでも可。ただし、共同研究の場合の研究者数は代表者1名を含め5名以内。

b. 一般研究者

教授、その他これに準ずる研究者を対象として3件程度とします。

ただし、

- （1）年齢制限はありませんが、現役の研究者であること。
- （2）2年連続して助成を受けることはできません。（共同研究の場合も、すべての研究者がこれに当てはまる必要があります。）
- （3）個人研究及び共同研究の代表者の場合は、対象者 b での過去の助成回数が2回までであること。（3回目は助成対象）
- （4）対象者 a（3）（4）に同じ。

3. テーマ

生命保険及びこれに関連する分野の研究を対象とします。当該関連する分野とは、例えば、生命保険事業や生命保険を取り巻く法制、会計、IT・金融、ファイナンス等の様々な制度に関するもののほか、生活保障や生活設計、消費者行動に関する研究など生命保険にアプローチが可能な分野も含まれます。具体的には、商学・経営学、経済学、法学、家政学、社会学、消費者教育学、数学・統計学といった幅広い学問分野による「生命保険及びこれに関連する」研究が対象です。

4. 助成金額

助成金額は、50万円を上限とします。

5. 研究期間

2023年4月1日～2024年3月31日の間で、申請者が設定してください。

6. 助成の申請手続

所定の研究助成申請書類^(注1)により、2022年12月1日(木)から2023年4月30日(日)まで(必着)の期間にご提出ください。なお、大学院生については、個人研究又は共同研究代表者の場合、指導教授の推薦書を添付してください。

※共同研究については研究代表者が共同研究者全員の申請書類を取りまとめの上、ご提出ください。

生命保険文化センター(以下「センター」という)にて審査の上、研究助成の可否を決定します。

7. 助成決定の通知・助成金の交付

研究助成の可否は本人(共同研究については研究代表者)、大学院生の場合は、本人及び指導教授に通知し、助成金は速やかに交付します(2023年6月中を予定、共同研究については研究代表者へ交付)。

なお、助成金受給者が次のいずれかに該当する場合は、助成金を返還していただきます。

- (1) 不実の申請を行ったとき又は次項に掲げた遵守事項に違反し若しくはその履行を怠ったとき
- (2) 研究成果が一定の水準に達していないと認められるとき
- (3) 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為又は当センターの名義を無断で使用するなど当センターとの信頼関係を損なう行為があった場合等、助成金を支給するにふさわしくないと当センターが認めたとき

8. 助成を受けた方の遵守事項

- (1) 助成金交付後、研究期間中の当センターが指定する所定の時期に、その経過の概要と研究完了の見通しについて中間報告書を提出すること(1回)
- (2) 研究期間満了後1ヶ月以内に、成果論文投稿見込報告書を提出すること(成果論文を投稿済みの場合は不要)
- (3) 助成金を生命保険及びこれに関連する研究のための費用のみに充当することとし、研究期間満了後1ヶ月以内に助成金の用途に関する報告書を提出すること。なお、研究のための費用として支出した金額が交付した助成金額に満たない場合には、その差額について精算すること

<生命保険及びこれに関連する研究のための費用と認められないものの例>

- ① 食費・飲料費・居住費などの生活費
 - ② 間接経費、一般管理費その他名称のいかんを問わず、助成金受給者が所属する大学等の機関が、助成金管理等の名目で徴収する費用
 - ③ 本人・共同研究者の人件費
 - ④ 翻訳費
 - ⑤ 学会誌投稿費
 - ⑥ 講演会・シンポジウム・意見交換会などの開催費
- ※判断がつかないものは当センターにご確認ください。

- (4) 助成金受給による研究成果は、研究期間満了後、半年以内に当センター

発行の「生命保険論集」に研究助成成果論文として投稿すること^(注2)

なお、成果論文投稿の際、最終報告書及び大学院生の場合は指導教授の成果論文指導報告書を併せて提出すること

- (5) 成果論文は他誌に未投稿・未発表のものとし、申請書に記載した研究計画内容に沿ったものとする
- (6) 研究計画内容を変更する場合は、事前に当センターの承認を得ること
- (7) 研究成果には、当センターの助成による旨を明記すること
- (8) 2024年9月までに、原則として当センター運営の「保険学セミナー」^(注3)に入会のうえ研究成果(途中報告も可)につき報告すること
※報告時期については、2023年10月以降に希望を確認し、日程調整します。

9. 優秀論文の表彰

対象者 a については「生命保険論集」掲載の成果論文を対象に優秀と認められた論文を表彰します。詳しくは当センターのホームページをご覧ください。

10. 注意事項

- (1) 研究助成が決定した助成金交付者については、その氏名、所属大学・大学院の学部・学科、研究助成テーマ等を当センターのホームページ等で公表いたしますので、予めご了承ください。
- (2) 投稿いただいた成果論文の内容が研究計画内容に沿っていない場合は、別途当センターが定める期日までに再度投稿していただきます。

11. 日本保険学会への入会のご案内

現在、日本保険学会に所属しておらず、この研究助成申請を機に入会を希望される方は、推薦を検討いたしますので、研究助成申請書の所定欄にご記入ください。

12. その他

本研究助成の関係者(学術振興委員会委員および当センターの役職員)の応募はご遠慮ください。

以上

(注1) 当センター所定のものを、下記研究助成のページからダウンロードしてください。

(注2) 「生命保険論集」の研究助成成果論文用投稿要領は、下記研究助成のページをご覧ください。

(注3) 「保険学セミナー」は生命保険及びこれに関連する分野の研究者が、自由に討論を行う研究報告の場です。会費等はございません。2023年度は東京と大阪でそれぞれ年6回(4、5、7、9、12、1月)ずつ開催いたします。研究成果の報告は、東京か大阪のいずれかで行います。

問い合わせ先、研究助成申請書類提出先

(公財)生命保険文化センター保険研究室 研究助成係
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
TEL: 03-5220-8512 FAX: 03-5220-9090
e-mail: gakujutsu@jili.or.jp
トップページ URL: <https://www.jili.or.jp/>
研究助成のページ URL: <https://www.jili.or.jp/workshop/josei/index.html>

*申請書類は原則として郵送でご提出ください。e-mailで提出される場合は「開封確認メッセージの要求」で着信を確認してください。